

教職第 3154 号  
令和4年(2022年)1月27日

各市町村教育委員会教育長様

教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取  
扱い等について(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する職務専念義務の免除につきましては、令和2年(2020年)2月26日付け教職第2507号でお知らせしたところですが、別添写しのとおり、「感染の可能性がある教職員」については、濃厚接触者とみなして職務専念義務の免除を承認して差し支えない旨、各道立学校長あて通知したので、お知らせします。

(サービス制度係)



教職第 3154 号  
令和4年(2022年)1月27日

各道立学校長 様

総務政策局 総務課 長  
教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の  
取扱い等について (通知)

このことについて、職員が所管の保健所から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた場合については、下記のとおり人事委員会から特例承認を受け、令和2年(2020年)2月26日付け教職第2507号教育長通達により、職務専念義務の免除を承認して差し支えないとしていたところですが、保健所における積極的疫学調査の対象範囲の縮小などにより、濃厚接触者とされていない場合についても、令和4年(2022年)1月25日付け教健体第1100号学校教育局長及び教職員局長通知の「感染の可能性がある教職員」に該当すると所属長が判断した職員については、濃厚接触者とみなして職務専念義務の免除の承認を取り扱えることとなりましたので、服務上の取扱い等に留意して、適切に対応してください。

なお、当分の間、出勤自粛要請については、各所属長の専決事項となっております。

記

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、任命権者から出勤自粛要請を受けた職員が自宅等に待機する場合、当該要請を受けた期間

(総務課 人事係)  
(教職員課 服務制度係)